

Ⅱ－6．教育課程とICF-CY

1．教育課程の基準の改善の検討とICF-CY

平成20年1月17日に中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」(以下、「答申」という。)が出された。

今回の「答申」では、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われる社会の構造的な変化の中で、現行学習指導要領の「生きる力」をはぐくむという理念はますます重要になっているとし、その理念を新しい学習指導要領に引き継ぐことを前提に、教育基本法や学校教育法の改正を踏まえ、その理念を実現するための具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領を改訂するとの考え方が示されている。

特別支援教育に関しては、社会の変化や障害の重度・重複化、特別支援学校制度の創設や小・中学校等における特別支援教育の制度化などに対応し、一人一人の子どもの教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から、教育課程の基準の改善を図るとしている。このため、①特別支援学校、②幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の二つに分けて具体的な改善事項が以下のように示されている。

まず、特別支援学校に関しては、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化に応じた適切な指導を進めるため、自立活動の改善、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成、職業教育などの充実を図ること、センター的機能を学習指導要領に位置付けること、小・中学校等との交流及び共同学習の充実を図ること、ICFの考え方を踏まえた指導の充実を図ることなどが示されている。

また、幼・小・中・高等学校等における特別支援教育に関しては、障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備や指導の充実を図るとともに、交流及び共同学習、障害のある子どもへの理解を深める指導を充実することなどが示されている。

このように、今回の「答申」では、前記のとおり「ICFの考え方を踏まえた指導の充実を図る」ことが指摘されており、ここでは、その検討の経緯や状況等について整理したい。なお、特別支援教育全体に関する記載内容は、別紙資料1のとおりである。

2．教育課程の基準の改善に関する中央教育審議会での検討の状況

平成17年12月の中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」では、特別支援学校においては、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した効果的かつ弾力的な教育課程の編成が期待されるとし、特別支援学校の教育課程の在り方等について、引き続き検討を行うことが適当であるとした。

これを受け、平成17年12月に小・中学校等の学習指導要領等の在り方について検討を行う中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に、特別支援教育専門部会(以下、「専門部会」という。)が設けられ、特別支援学校の学習指導要領の在り方等について検討が進められることになった。

専門部会においては、主な検討事項例として、次の7点が示された。

- ①社会の変化や児童生徒等の障害の重度・重複化や多様化等に対応した教育課程の改善
- ②特別支援学校における効果的かつ弾力的な教育課程編成
- ③特別支援学校が地域の小・中学校等への支援などを行うセンター的機能の在り方
- ④一人一人のニーズに応じた指導を推進するための「個別の指導計画」、関係機関との連携を図るための「個別の教育支援計画」の在り方
- ⑤障害のある児童生徒等の自立と社会参加を促進する観点からの職業教育等の充実
- ⑥小・中学校等において、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒等への指導の充実障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の推進

専門部会では、これらの課題について精力的に審議を行い、平成19年9月までに11回の会議が開催された。

3. ICFに関する専門部会等での検討の状況

前記2のとおり、専門部会では平成19年9月までに11回の審議が行われ、この間平成18年9月には、親部会である教育課程部会にそれまでの審議の状況を踏まえた改善の方向性等について報告を行った。このうち、ICFに関しては、平成18年5月に開催された専門部会で議題の一つとされ、別紙資料2に基づき、独立行政法人国立特殊教育総合研究所(当時)から説明が行われた。専門部会では、「ICF(国際生活機能分類)の考え方は、社会参加という視点を重視しており、障害のある幼児児童生徒の指導目標の設定、関係機関等との連携による支援、障害の理解等を進める上で有効であることから、特別支援学校の教育課程編成における配慮すべきことの一つとして明示することなどについて検討する。」ことなどの意見が出された。

さらに、専門部会では、教育課程部会における意見等も踏まえ、具体的な改善方策について議論を進め、ICFに関しては、社会の変化、幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化等への対応の一つとして、「ICFの考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、例えば、幼児児童生徒の的確な実態把握、関係機関との効果的な連携、環境への配慮などについて検討する。」とされた。

このような専門部会での議論を踏まえ、平成19年11月には、教育課程部会から「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」が公表され、関係団体からのヒアリングや意見募集の意見等も踏まえた審議を行い、前記1のとおり平成20年1月17日に「答申」が公表された。

4. ICFに関する「答申」の具体的な内容

特別支援教育に関する「答申」の内容は、（i）改善の基本方針、（ii）改善の具体的事項で構成されており、さらに（ii）改善の具体的事項は前記1のとおり、①特別支援学校、②幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育の二つに分けられている。

ICFに関しては、①特別支援学校の中で以下のように示されている。

k) ICFの視点について

- ICF（国際生活機能分類）の考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、子どもの的確な実態把握、関係機関等との効果的な連携、環境への配慮などを盛り込む。

なお、今回の「答申」では、ICF-CYに関する記述はないが、これはICF-CYの国際的な決定が2007年10月であること、これを受け、現在、厚生労働省の社会保障審議会で日本語公定訳の作業が進められていることによる。ICF-CYは、ICFをベースにして検討された派生分類であり、上記に指摘されたICFの考え方は、ICF-CYでも同様である。

一方、小・中学校等については、特別支援学級や通級による指導に加えて通常の学級においても、「必要に応じて、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定を行うこと、特別支援学校や特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行うようにすることなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようにすることを明確にする。」ことなどが示されている。今後、通常の学級においても、特別支援学校における指導方法等を参考にして、ICF及びICF-CYの考え方も踏まえた指導の充実等を図ることが期待されている。

5. 今後のスケジュール

「答申」を受け、文部科学省で学習指導要領等の改訂作業が進められ、平成20年3月には、幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領等が告示され、その後、できるだけ早い時期に高等学校と特別支援学校の学習指導要領等が告示されることになっている。

また、新しい学習指導要領の実施の時期については、教科書の編集、検定、採択には3年程度の期間を要するため、平成20年度に周知を図った上で、平成21年度から移行措置が実施され、小学校は平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施される予定となっている。

今後、各学校では学習指導要領等の改訂を踏まえた新しい教育課程の編成作業に取り組むことになるが、その際、一人一人の先生方が「答申」や学習指導要領などの原文を実際に読み、学校として共通理解を図った上で取組を進めることが大切になると考えられる。

なお，学習指導要領等の告示後，その周知を図るため学習指導要領解説書や指導資料の作成等が考えられている。本研究では，研究のアウトプットの一つとして，このような解説書や指導資料等への資料提供などを行うこととしている。

（萩元良二，徳永亜希雄）

（別紙資料 1）中央教育審議会答申特別支援教育関係（抜粋）

（3） 特別支援教育

（i）改善の基本方針

- 特別支援教育^{*1}については、その課題^{*2}を踏まえ、①社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化、②複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校制度の創設、③幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から、教育課程の基準の改善を図る。

（ii）改善の具体的事項

① 特別支援学校

a）教育目標について

- 学校教育法における特別支援学校の目的の改正を踏まえ、特別支援学校の学習指導要領等の目標を見直す。

^{*1} 特別支援学校の教育課程は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科（知的障害者を教育する場合は独自の教科）等のほか、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。さらに、障害の状態等に応じた教育を行うため、種々の教育課程の特例が設けられている。

小・中学校の特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領によることとなるが、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができる。その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成することとしている。また、通級による指導は、障害の状態に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で行うもので、通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた教育課程を編成することができる。その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考として編成することとしている。幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもについては、その実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫することとしている。

また、障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19年度から、従前の盲・聾・養護学校は、複数の障害種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換された。

^{*2} 特別支援教育の課題としては、

- ・ 特別支援学校の小・中学部では、平成18年度において、42.8%（肢体不自由者を教育する特別支援学校では75.3%）の子どもが重複障害学級に在籍するなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。複数の障害を教育の対象とすることができる「特別支援学校」の制度を生かし、一人一人に応じたきめ細かな指導が一層求められている。
- ・ 地域における特別支援教育を推進する上で、「特別支援学校」がその専門性を生かしながら、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行う特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められている。
- ・ 特別支援学校卒業者の企業等への就職は依然として厳しい状況にあり、障害者の自立と社会参加を促進するため、企業や労働関係機関等との連携を図った職業教育や進路指導の一層の改善が求められている。
- ・ 特別支援学校では、福祉、医療、保健、労働等の関係機関等との連携を図り、障害のある子ども一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別的教育支援計画）を策定することとされており、その効果的な活用が課題となっている。
- ・ 小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されている。これらの子どもも含め、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における障害のある子どもに対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。
- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習について、今後一層の促進を図るとともに、その効果的な実施が求められている。

b) 自立活動について

- 自立活動の内容は、5区分（健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション）の下に22項目が示されているが、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、自閉症、LD（学習障害）^{*1}、ADHD（注意欠陥多動性障害）^{*2}等も含む多様な障害に応じた適切な指導を一層充実させるため、他者とのかかわり、他者の意図や感情の理解、自己理解と行動の調整、集団への参加、感覚や認知の特性への対応などに関する内容を内容の項目に盛り込む。
- 現行の5区分に加え、新たな区分として「人間関係の形成」を設け、それぞれの区分と項目の関連を整理する。
- 自立活動の指導に当たっては、実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にするとともに、指導計画の作成の手順がより理解されやすい示し方とする。
- 子どもの主体的な活動を一層進めるとともに、子どもが活動しやすいよう、自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人の支援を求めたりするような指導についても配慮することを明確にする。

c) 重複障害者等の指導について

- 二つ以上の障害を併せ有する者（重複障害者）等については、一人一人の実態に応じ、より弾力的な教育課程を編成することができるようにする。
- 学校全体の組織的な対応の下で、複数の教師等の協力により適切な指導を行うことはもとより、必要に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等の助言や知見などを指導に生かすことを明確にする。
- 家庭や病院等に教師を派遣して教育を行う訪問教育については、個々の実態に応じて、指導内容・方法等の工夫・改善を図ることを明確にする。

d) 知的障害のある子どもに対する教育を行う特別支援学校の各教科について

- 各教科の内容等について、社会の変化や子どもたちの実態を踏まえた見直しを行うとともに、より分かりやすい表記とする。
- 高等部において、生徒の実態や卒業後の就労の状況等を踏まえた職業教育を一層進める観点から、福祉に関する基礎的・基本的な内容で構成する新たな専門教科として「福祉」を新設する。
- 指導に当たっては、子どもが習得した知識・技能等を、実際の生活の中で活用できるよう工夫する旨をより明確にする。

^{*1} Learning Disabilities の略。学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

^{*2} Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder の略、注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。

e) 職業に関する教科等について

- 高等部の専門教科については、社会の変化や時代の進展、近年の障害者の就業状況などを踏まえ、必要な見直しを行う。
- 職業に関する教科については、現場実習等の体験的な学習を一層重視すること、地域や産業界との連携を図り、企業関係者など外部の専門家を積極的に活用することを明確にする。
- 進路指導に当たっては、関係機関との連携を図りながら、生徒が自分に合った進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの進路指導を充実する。

f) 指導方法等の改善について

- 情報機器の活用などによる効果的・効率的な教科指導や、個別の指導計画に基づき、授業形態や集団の構成などを工夫した一層の効果的な指導の必要性を明確にする。
- 幼稚部の留意事項や小・中・高等部の各教科の配慮事項について、障害の特性や子どもを取り巻く社会の状況の変化等を踏まえた見直しを行う。

g) 個別の指導計画について

- 現在、自立活動及び重複障害者の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することとしているが、個々の子どもの多様な実態に応じた適切な指導を一層進めるため、各教科等における配慮事項なども含めた個別の指導計画を作成することを明確にする。
- 個別の指導計画については、実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にする。

h) 個別の教育支援計画について

- 現在、家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にし、指導の効果を上げるよう努めることとしており、これを更に進め、家庭や、福祉、医療、保健、労働関係機関等との緊密な連携を図り、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うための個別の教育支援計画の策定やその活用を図ることを明確にする。
- 個別の教育支援計画の策定に当たっては、家庭との連携を図った取組を一層進めることを明確にする。

i) 特別支援教育のセンター的機能について

- 現在、教育相談に係る地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることとしており、これを更に進め、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう次の事項について、教育課程に関連する事項として位置付けるものとする。
- 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請により、障害のある子ども又はその

教師に対し必要な助言、援助を行うことを明確にする。

- 地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、障害のある幼児等の保護者に対する早期からの相談など、関係機関等とも連携しつつ、早期支援にも努めることを明確にする。
- 組織的に取り組むための校内体制を整備することを明確にする。
- 他の特別支援学校や幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等との連携を図ることを明確にする。

j) 交流及び共同学習について

- 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の子どもたちとの交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。

k) ICFの視点について

- ICF（国際生活機能分類）^{*1} の考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、子どもの的確な実態把握、関係機関等との効果的な連携、環境への配慮などを盛り込む。

l) 教師の専門性の向上や教育条件の整備等について

- 特別支援学校の教師の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得の促進、国や都道府県等における研修や校内研修の充実などの施策を一層推進する。
- 特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていくためには、必要な教職員定数の改善を進める必要がある。

② 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育

a) 小・中学校の特別支援学級及び通級による指導について

- 小・中学校の特別支援学級や通級による指導は、小・中学校における教育の一形態であることを、すべての教職員が十分認識し、その指導が学校全体で行われるようにするため、次のような改善を図る。
 - ・ 特別支援学級、通級による指導に係る特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校学習指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成することができることを明確にする。
 - ・ 学校内の支援体制を整備するとともに、学校全体で取り組むこととする。

^{*1} International Classification of Functioning, Disability and Healthの略。人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類であり、健康状態、心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子、個人因子から構成される。2001年にWHO（世界保健機関）において採択された。

- ・ 個々の子どもの実態を的確に把握し、それに応じたきめ細かな指導を行うため、個別の指導計画の作成に努めること。
- ・ 一人一人に応じた適切な支援を行うためには、家庭や関係機関等との連携が重要であることから、必要に応じて、個別の教育支援計画の策定やその活用を図ること。

b) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級における指導の充実について

○ 小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されており、これらの子どもの障害特性などを十分に理解し、各教科等において適切な指導を行う必要がある。そこで、幼稚園、高等学校等も含め、障害のある子どもに対する理解と適切な指導を充実するため、次のような改善を図る。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもに対し、必要に応じて、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定を行うこと、特別支援学校や特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行うようにすることなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようにすることを明確にする。
- ・ 早期からの適切な指導を実施することは、その後の教育を進めていく上で大きな効果が期待できることから、認定こども園制度の創設なども考慮しつつ、障害のある子どもが在籍する幼稚園に対する支援の充実を図る。また、幼稚園段階における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する。
- ・ 後期中等教育段階において、障害のある生徒に対する適切な教育や必要な支援を行うことは重要な課題であることから、高等学校等における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する。

c) センターの機能の活用について

○ 特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を生かし、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行うことは、子どものニーズに応じた教育を進めていく上で、大きな効果が期待される。そのため、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等においても、特別支援学校のセンター的機能を活用し、障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備に努める。

d) 交流及び共同学習について

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。
- 障害のない子どもが、障害のある子どもについての理解と認識を深めることが重要であることから、理解と認識を深めるための指導を充実する。

e) 教師の専門性の向上や教育条件の整備等について

- 特別支援教育についての教師の資質の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得を通じた専門性の向上、国や都道府県等における研修や校内研修の充実などの施策を一層推進する。
- すべての教師の特別支援教育に対する理解と一定程度の専門性を定着させるため、教員養成段階における特別支援教育に関する内容の充実を図ることなどの施策を推進する。
- 子どもの障害の状態に応じた適切な指導を行うためには、必要な教職員定数等の改善を進めるとともに、特別支援教育支援員を含めた教職員の専門性の向上、スクールカウンセラーや学校医、外部の専門家の一層の活用、バリアフリーに対応した施設・設備の整備など、特別支援教育を推進する観点に立ち、きめ細かな教育条件の整備を進める必要がある。

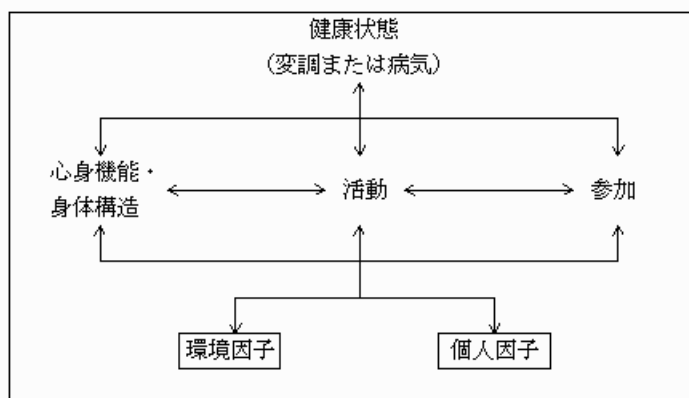
ICF について

平成 18 年 5 月 29 日

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

1 ICF とは何か

○正式名称は International Classification of Functioning, Disability and Health。日本語では「国際生活機能分類」と訳されている。人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類であり、健康状態、心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子、個人因子から構成される。心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子には合計 1424 の分類項目が示され、一方、健康状態、個人因子には提示された項目はない。下記に ICF の概念図と各用語の定義を記した。



<図 ICF の構成要素間の相互作用>

各要素の定義

心身機能：	身体系の生理的機能（心理的機能を含む）
身体構造：	器官、肢体とその構成部分などの、身体の解剖学的部分
活 動：	課題や行為の個人による遂行
参 加：	生活・人生場面への関わり
環境因子：	人々が生活し、人生を送っている物的・社会的・態度的環境
個人因子：	個人の人生や生活の特別な背景

○ICF は、2001 年に WHO で採択され、2002 年に日本語公定訳が発行された。前身は、1976 年「国際障害分類試案」、1980 年「国際障害分類（略称 ICIDH）」である。

○ICF は WHO の国際分類ファミリー（Family of International Classifications、FIC）の一部として位置づく。WHO-FIC には、ICF の他、「国際疾病分類（略称 ICD-10）」、「医療行為の分類（略称 ICHI）」等が含まれる。ICF の担当部局は、WHO も日本の厚生労働省（大臣官房統計情報部 人口動態・保険統計課 疾病傷害死因分類調査室）も、ICF だけでなく、FIC の全体を所管している。

○「障害者基本計画（平成 14 年 12 月）」の中に、「3 障害の特性を踏まえた施策の展開」とし

て、「WHO（世界保健機関）で採択された ICF（国際生活機能分類）については、障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」との記載がある。

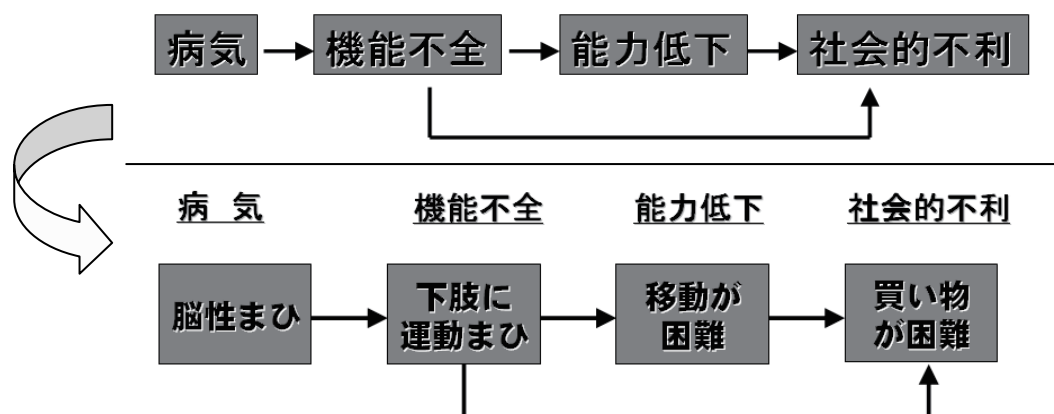
2 ICF の視点からの幼児児童生徒理解と支援の例—ICIDH との比較を通して—

ICF の視点に基づいた幼児児童生徒理解と支援等について、以下に仮想事例を挙げて、そのイメージ図を記した。

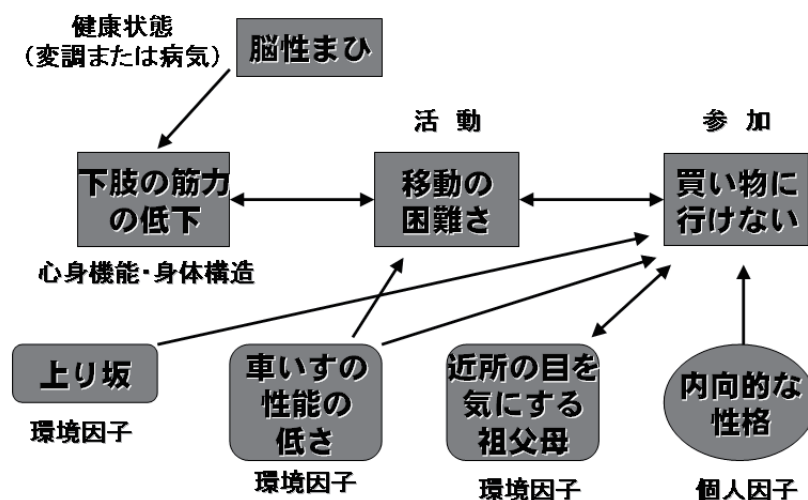
仮想事例 A 君の場合

- ・中2 男子。
- ・内向的な性格である
- ・脳性麻痺という診断を受けており、下肢に運動麻痺がある。
- ・移動は、クラッチでの歩行及び車いすの使用である。
- ・住民の転出入があまりない、比較的保守的な地域に3世代家族で住んでいる。
- ・もっとも近いスーパーは、家から50m程の距離のなだらかな坂を上った所にある。
- ・スーパーに買い物に行きたいが、心理的な抵抗があり、行けない。

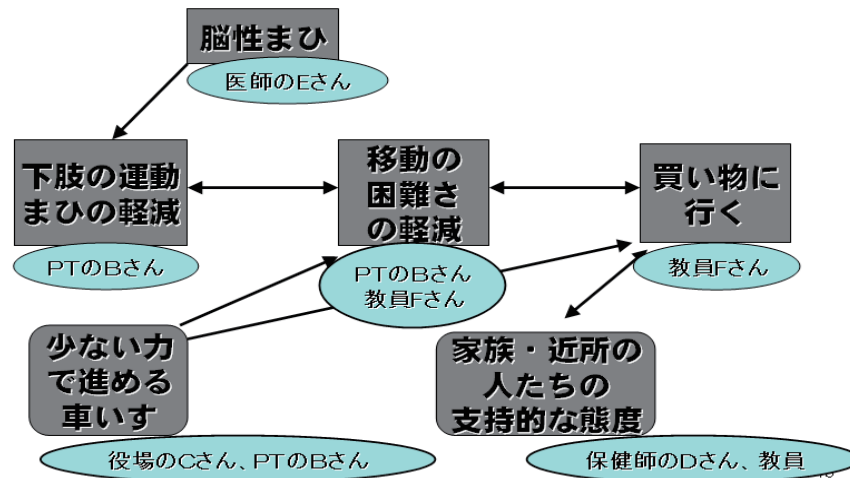
ICIDH の視点からの A 君の理解



ICF の視点からの A 君の理解



ICF の視点からの A 君への支援と指導



3 ICF の特徴

- 環境因子や個人因子等の背景因子の視点を取り入れていること
- 構成要素間の相互作用を重視していること
- 「参加」を重視していること
- 診断名等ではなく、生活の中での困難さに焦点を当てる視点を持っていること
- 中立的な用語を用いていること
- 共通言語としての機能を持つこと

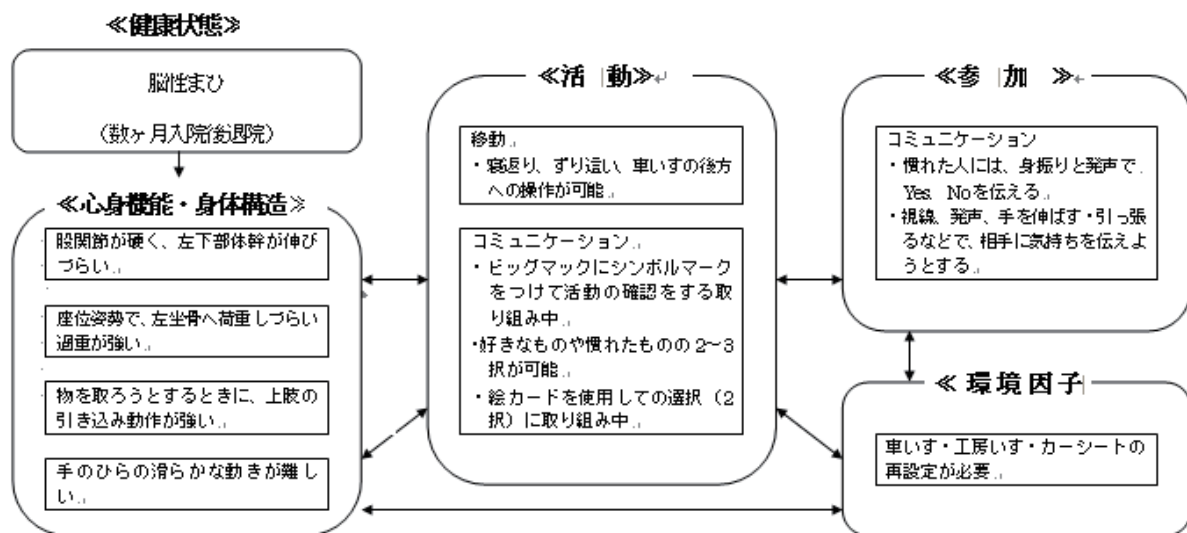
4 特別支援教育等における ICF の活用例

独立行政法人国立特殊教育総合研究所・世界保健機関 (WHO) 編著「ICF (国際生活機能分類) 活用の試み」 (平成 16 年発行) の中で、実際の活用例が報告されている。その中にあるものや最近見られる活用例としては、以下のようなものがある。



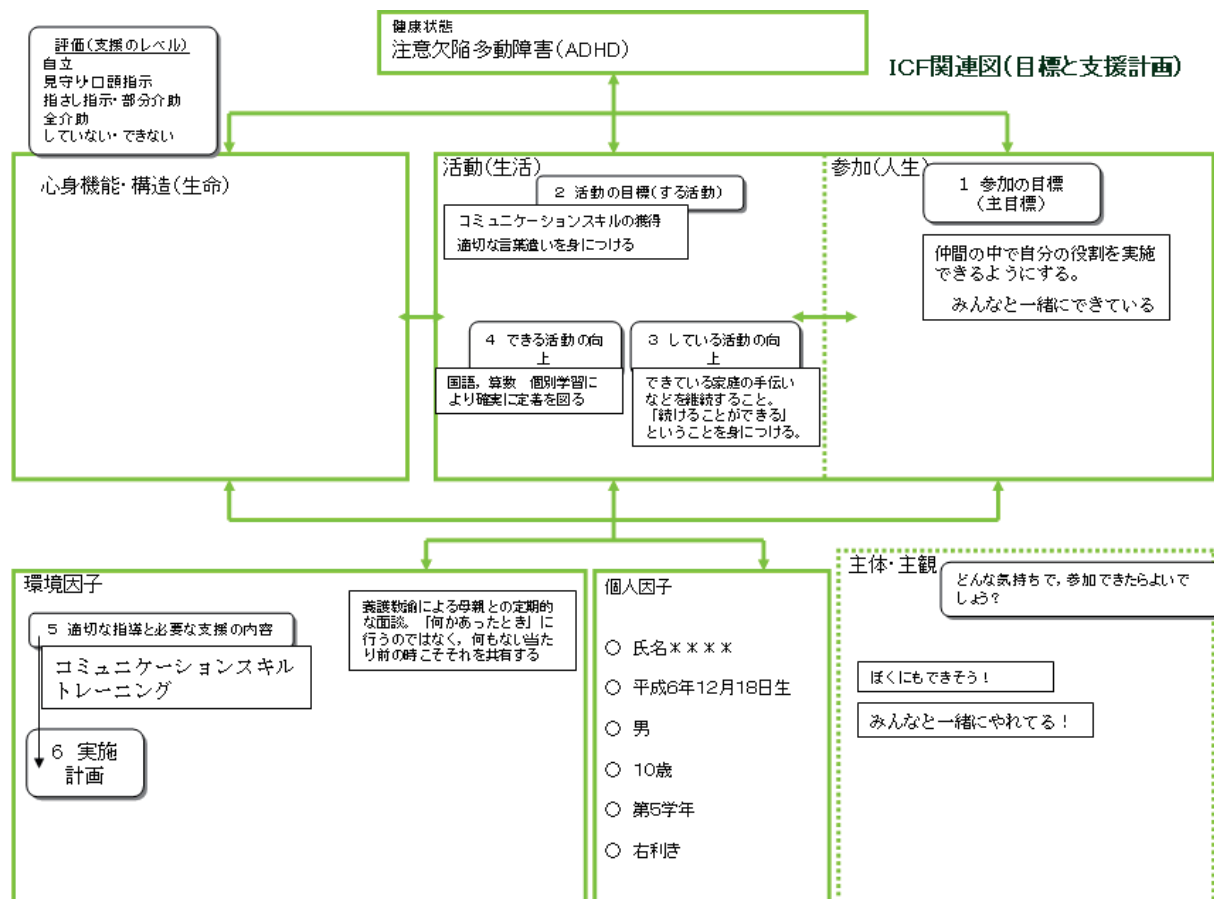
- 視点の広さや共通言語としての性格に基づいた「個別の教育支援計画」での活用

個別の教育支援計画策定において、ICF の項目に基づいて、参加と活動を中心に据えながら環境面も含めた実態把握を行う他、ICF を多職種間の連携のためのコミュニケーションツールとして活用している例がある。(次頁図参照)



○通常学級の特別な教育的ニーズのある子どもの理解と支援に向けた、センター的機能での活用

通常学級に在籍する多様なニーズのある子どもを理解し、支援プログラムを立てるために、ICFの枠組みに基づいて作られた支援シートを作成し、活用している例がある。(下図参照)



○指導成果を測定するための評価ツールとしての活用

○不登校事例の理解と支援への活用 等

5 ICF に寄せられる課題等

ICF に対するよくある指摘と、それに対する応えという形で以下に記したい。

○子どもや発達段階初期にある人には、ICF は使いにくいのではないか？

→ICF 児童青年期バージョンが近々WHO で採択される予定であり、その活用方策も既に検討段階に入っている。

(参考) 国立特殊教育総合研究所課題別研究「ICF 児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究(平成 18～19 年度、予定)

○環境を整えるだけで、幼児児童生徒自身の成長発達を促さないのか？

→教育課程や教師の指導力そのものも、幼児児童生徒の重要な環境因子との認識のもと、より適切な指導や支援が必要である。

○ICF 導入の成果は本当にあるのか？

→日本特殊教育学会自主シンポジウム等で検討されている。

○用語の難しさや項目数の多さから使いにくいのではないか？

→電子化による簡便且つ効果的な活用に関する研究が行われている。

(参考) 科学研究費補助金「個別の教育的支援計画作成を支援する I C F ダイアグラム自動生成システムの設計と開発」(平成 17～18 年、若手研究 B、国立特殊教育総合研究所)